

国名	ベルギー
公的年金の体系	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業者（自営業者制度に◎） ・被用者（被用者制度に◎）
保険料率（総保険料率）	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者：被用者13.07%（うち、年金（老齢・遺族）保険料率7.50%），事業主24.92%（うち、年金（老齢・遺族）保険料率8.86%） ・自営業者：21.50%又は14.16%（就業所得の額による）
支給開始年齢	65歳（2025年までに66歳，2030年までに67歳までそれぞれ引き上げ予定）
基本受給額	平均支給月額（被用者制度・男性・既婚・世帯の場合） 1,871.12ユーロ（2014）
給付の構造（2014年）	<p>「(再評価済報酬額) × (給付率) × (キャリア年数) × (年金分数)」で計算</p> <p>【再評価済報酬額】：報酬の実質価値を維持するため、過去の暦年の報酬額を年金請求時点での消費者物価指数を用いた係数により再評価したもの</p> <p>【給付率】：世帯給付率（75%），単身給付率（60%）</p> <p>【キャリア年数】：実就労期間及びびみなし就労期間（失業期間等）の合計</p> <p>【年金分数】：1/45</p>
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業者制度，被用者制度ともに遺族（配偶者）年金や障害給付がある。
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業者制度，被用者制度ともに賦課方式
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> ・あり（付加価値税の税収からの拠出あり）
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・全被保険者期間（男性45年）の2/3以上の保険期間を有する者に対して「最低年金」を支給
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者所得保障給付（GRAPA）」を支給
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協約に基づく「部門別年金」が2003年に創設された（該当する部門に属する労働者は強制加入）。
国民への個人年金情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイト“My Pension.be”（国家年金庁（RVP-ONP），全国自営業者社会保険機構（RSVZ-INASTI）等の共同運営）において被用者，自営業者，公務員の各年金制度に関する加入記録の確認や年金額の情報提供，年金額シミュレーション等が可能。

ベルギーの年金制度

坪井俊宣（厚生労働省年金局国際年金課）

1. 制度の特色

ベルギーの公的年金制度は賦課方式で運営される強制加入の制度である。適用の対象となる者は就労者（被用者及び自営業者）であるが、年金制度自体は「民間被用者」、「自営業者」及び「公務員」の3つの制度に大別される。

なお、ベルギーの社会保障制度においては「年金」とは老齢及び遺族給付を指し、障害給付は医療保険制度から支給される。

2. 沿革

ベルギーの社会保障制度の原点は、産業革命によって工業労働者が増加したことにより新たに顕在化したリスク、特に疾病、就労不能又は失業に対し、労働者自らがこうしたリスクに備えるために組織した“共済組合”の活動にある。

こうした民間ベースの相互扶助システムがしばらく継続されてきた後、19世紀後半より、共済組合への国庫補助が開始されるなど次第に政府の関与が強まっていくこととなった。また、この時期には特定の労働者グループ（船員・坑内員）に対する強制保険制度が創設された。

1903年には労働者一般に対する最初の強制保険として労災保険制度が創設され、その後、老齢年金が1924年に、遺族年金が1925年にそれぞれ創設されるなど、第2次世界大戦中の1944年には現在の労働者に対する社会保障制度の内容が全て出揃った。

第2次世界大戦後は、経済成長を背景にして社会保障制度が拡充されていき、1956年には自営業者に対する社会保障制度が発足するなど、1969年頃までにはベルギーで就労する者のほぼ全員に対して社会保障制度の適用が行われるに至った。

しかし、1975年の経済危機により急速に社会保障財政が逼迫し、社会保障制度への拠出金の引き上げと共に給付の切り下げを行わざるを得ない状況となった。これ以降、ベルギーにおける社会保障制度の議論は、その拡大から財政状況の安定化をいかに図っていくかにシフトしており、特に年金制度につい

ては、人口の少子高齢化に伴って将来的に年金給付に充てるべき財源の確保が困難になると予想される中、拠出と給付の均衡を維持する観点から、1995年には「包括的財政管理方式」を導入したほか、1996年には老齢年金の支給開始年齢の引き上げ（男女とも2009年までに65歳まで引き上げ）を実施した。さらに、2015年の年金制度改革においても更なる支給開始年齢の引き上げ（男女とも2025年までに66歳、2030年までに67歳までそれぞれ引き上げ）を行うことが決定した。

なお、年金制度ではないが、2001年には65歳以上の高齢者に対するミーンズテスト付きの所得保障給付制度（GRAPA：La garantie de revenus aux personnes âgées）が創設されている。

3. 制度体系の概要

ベルギーの公的年金は「民間被用者」「自営業者」及び「公務員」をそれぞれ対象とする制度に分立した一階建ての社会保険制度である。

民間被用者制度は、原則として、ベルギー国内に所在する雇用者により、労働契約に基づきベルギー国内で就労する全ての労働者を対象としている。適用の可否の判断においては、この「労働契約」の有無が重要な要素となる。この際、被用者の性別、国籍、年齢、就労時間や報酬の形態（時給、日給、月給、年俸又はチップ等）は問われないが、家事労働者や短期間就労の学生等については適用除外としている。

自営業者制度は、ベルギーにおいて労働契約等により拘束されない就業活動に従事する全ての個人（農業従事者、商人、医師等）を対象としている。また、企業経営者（法人の取締役・理事等）についても、ベルギー社会保障制度上は自営業者とされ、自営業者制度が適用されることとなっている。

公務員制度については、さらに「州・地方公務員」と「国家公務員」に分かれている。

なお、公的年金制度への任意加入は限定的であり、強制加入期間（すなわち就業期間）と連続する就学期間や休職期間等について認められるのみである。

さらに、公的年金の上乗せとしての企業年金がある。

ベルギーの企業年金は3つのタイプ（企業別制度、

産業別制度、そして個人年金契約)に分類される。このうち、産業別制度は2003年に創設された制度である。

「企業別制度」においては、企業の従業員全員又は一定のカテゴリに属する者が加入する。また「産業別制度」では、制度加入については団体協約において定められることとなっているが、該当する産業に属する雇用者は、労働協約において脱退を認めていない限り導入しなければならず、仮に脱退するとしても、少なくとも同等の給付を支給する企業年金制度を導入しなければならないこととなっている。なお、保険料水準についても労働協約において定められることとなっている。

企業年金には確定給付型と確定拠出型とがあり、年金又は一時金で支払われる。なお、企業年金は、主に年金基金や生命保険会社の団体年金保険、投資機関の団体年金貯蓄口座から提供される。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

① 老齢（退職）年金の給付額の計算

民間被用者制度の老齢（退職）年金の給付額は、次の計算式によって算出される。

$$\text{老齢年金額} = \text{再評価済報酬額} \times \text{給付率} \times \text{キャリア年数} \times \text{年金分数}$$

- ・「再評価済報酬額」とは、報酬の実質価値を維持するため、過去の暦年の報酬額を年金請求時点での消費者物価指数を用いた係数により再評価したものである。ただし、年金額の計算に際して考慮される報酬額には上限が設けられており、これを超える部分については年金額に反映されない（2014年の当該上限額は52,972.54ユーロである）。
- ・「給付率」は、世帯については75%、単身の場合

は60%である。

- ・「キャリア年数」とは、年金額の計算を行う上で考慮される在職年数をいい、これには実際に就労した期間のほか、みなし就労期間（失業期間、傷病による就労不能期間、出産休暇期間等）が含まれる。なお、上限は「年金分数」の分母に等しい年数である。
- ・「年金分数」は、従来男性の場合1/45、女性の場合1/44であったが、2009年以降は男性・女性ともに1/45である。

② スライド方式

年金額は消費者物価指数に応じて改定される。

③ 支給開始年齢

2009年以降男性・女性ともに65歳となっている（ただし、2015年の年金制度改正により2025年までに66歳、2030年までに67歳までそれぞれ引き上げ）。

なお、一定の条件を満たすことで早期退職年金を受給することが可能である（⑤参照）。

④ 就労との関係

老齢（退職）年金を受給するためには、収入を伴う全ての職業を退職することが原則である。なお、年金受給開始後に就労することは妨げられないが、当該就労による所得額により、年金額が全額又は一部支給停止となる。

⑤ 早期退職年金

2016年には「キャリア年数」が40年以上の者が62歳から受給可能（ただし、「キャリア年数」が42年の者は60歳から、「キャリア年数」が41年の者は61歳から、それぞれ例外として受給可能）であるが、受給要件は2019年まで毎年変更（支給開始年齢及び必要とされる「キャリア年数」の引き上げ）が行われることとなっている（【表1】参照）。

【表1】早期退職年金の受給要件（被用者）

年	支給開始年齢	キャリア年数	例外措置
2016	62歳	40年	42年の「キャリア年数」がある場合は60歳から支給 41年の「キャリア年数」がある場合は61歳から支給
2017	62歳6ヶ月	41年	43年の「キャリア年数」がある場合は60歳から支給 42年の「キャリア年数」がある場合は61歳から支給
2018	63歳	41年	43年の「キャリア年数」がある場合は60歳から支給 42年の「キャリア年数」がある場合は61歳から支給
2019以降	63歳	42年	44年の「キャリア年数」がある場合は60歳から支給 43年の「キャリア年数」がある場合は61歳から支給

⑥ その他

65歳以上の高齢者に対するミーンズテスト付きの所得保障給付制度 (GRAPA) の概要は以下の通り。

(支給要件) 65歳に到達していること。ベルギー市民等であること。原則としてベルギーに居住していること。

(支給額) 単身者：12,383.16ユーロ 同居人がいる者 (一人当たり)：8,255.44ユーロ (年額。2015年9月1日現在)

※本人及び同居人の収入 (年金を含む) を考慮して減額する。

なお、GRAPAの給付に係る業務は国家年金庁 (RVP-ONP) が行っている。

5. 負担, 財源

① 民間被用者及び事業主の保険料

民間被用者及び事業主はともに保険料を支払うこととなっており、社会保障制度全体 (疾病・障害, 失業, 年金, 労働災害, 職業病等) に関し、「総賃金」に対して被用者本人が13.07%, 民間事業主が24.92%を支払うこととなっている (2015年1月)。なお、ここでいう「総賃金」については、ホワイトカラー労働者の場合は実質総賃金の100%, ブルーカラー労働者の場合は実質総賃金の108%に相当する額を指す。

1994年までは社会保障制度の制度ごとに保険料率が設定され、それぞれが独自に管理されていたが、1995年より「包括的財政管理方式 (gestion globale)」が導入され、社会保険料を国家社会保障庁 (RSZ-ONSS) が一括して徴収し、これと国庫負担等とを合わせた資金を、各分野の資金需要に応じて、それぞれ制度の実施機関に再分配することとなった。

ただし、社会保障制度の一部の給付が適用されないケースがあるため給付ごとの保険料率設定も設定されており、年金 (老齢・遺族) については被用者負担分が7.50%, 事業主負担分が8.86%の計16.36%が、また、障害給付については被用者負担分が1.15%, 事業主負担分が2.35%の計3.50%となっている。

② 自営業者の保険料

2014年まで自営業者の保険料 (年金, 家族手当, 医療保険, 障害保険等) は3年前の暦年 (「参照年」という。) における就労所得に対して賦課されていた。しかし、2015年以降は現年度の所得を基準として保険料が賦課される方式に改められることとなった。

例えば2015年の場合、3年前 (2012年) の所得と比較した上で、自営業者自らが2012年の所得に基づく保険料と同額か、これよりも多い又は少ない保険料額を申告し、納付する。その後2015年の所得が確定した段階で保険料額の確定及び差額調整が行われる (不足分は追徴され、過払い分は払い戻される)。

なお、自営業者 (通常自営業者として就労する者) の保険料 (率) は【表2】のとおり。

③ その他の財源

社会保障給付の財源については、保険料に加えて国庫からも拠出されている。

現在、付加価値税 (VAT) 等の税収の一部を社会保障給付費の財源に充当している (2012年には、被用者社会保障制度に対して約92億4千万ユーロが、自営業者社会保障制度には約7億4千万ユーロが充当された)。また、付加価値税以外の税収 (法人及び個人の所得税等) から社会保障制度全体に合計21億5千万ユーロが拠出された。

【表2】自営業者制度の保険料 (率)

(2016年1月現在)

就労所得額	保険料 (率)
～13,010.66ユーロの部分	699.32ユーロ ^{注1}
13,010.66～56,182.45ユーロの部分	21.50% ^{注2}
56,182.45～82,795.16ユーロの部分	14.16%
82,795.16ユーロ～の部分	賦課しない

(注1) 一四半期当たりの保険料額。

(注2) 13,010.66ユーロ以上26,021.32ユーロ未満の場合、定額保険料 (1,398.65ユーロ) が適用される。

6. 財政方式、積立金の管理運用

ベルギーの年金制度は賦課方式（Pay-As-You-Go）で運営されている。

ベルギーにおいては、来る人口の少子高齢化に備えるため、2001年に「老齢基金（Ageing Fund）」を創設した。この基金は2010年から2030年の間の年金財源を確保することを目的としたものであり、社会保障財政及び国家予算の黒字分や運用益を原資としている。

7. 制度の企画、運営体制

ベルギーの年金制度は連邦社会保障省が全体的な指導・監督を行っている。

一方、ベルギーの年金制度の運営は準公的機関が実施しており、その実施体制は「民間被用者」、「自営業者」及び「公務員」制度でそれぞれ異なっている。

まず、民間被用者制度については、国家社会保障庁（RSZ-ONSS）が社会保障制度全般の保険料徴収及び財政管理を行っている。年金（老齢・遺族年金）については、国家社会保障庁から国家年金庁（RVP-ONP）に対して必要な財源を移管し、この国家年金庁が給付に関する事務を行っている。また、障害給付については、国家社会保障庁から全国疾病障害保険機構（RIZIV-INAMI）に財源を移管し、各被用者が登録している共済組合を通じて給付が支給されることとなっている。

自営業者制度の年金（老齢・遺族年金）については、各自営業者が登録している社会保険基金を通じて全国自営業者社会保険機構（RSVZ-INASTI）に保険料が集められ、その後は民間被用者と同様に、全国自営業者社会保険機構から国家年金庁に対して財源の移管を行い、同庁が給付を行う仕組みになっている。また、障害給付については、社会保険基金から直接全国疾病障害保険機構に保険料を払い込み、同機構から各自営業者が登録している共済組合を通じて給付が支給されることとなっている。

公務員制度に関しては、基本的には、州・地方公務員については社会保障特別制度庁（DIBISS-ORPSS、海外年金庁（DOSZ-OSSOM）と州・地方公務員国家社会保障庁（RSZPPO-ONSSAPL）が合併して2015年1月に発足）が、国家公務員については雇業者たるそれぞれの公的機関が運営の責任を有している。

8. 最近の議論や検討の動向、課題

現ミシェル政権においては、ダニエル・バクレーヌ年金大臣のもと、前述のとおり2015年7月に受給開始年齢の引き上げや早期退職年金の受給要件の厳格化を含む年金制度改正が実施された。ベルギーにおいては90年代から累次の年金制度改正が行われてきているが、同国年金制度の持続可能性を確保することは依然として重要な政策課題の一つであると位置づけられている。